（様式３－１）

記載例

請求日　令　和　2　年　2　月　10　日

（宛先）岡崎市長

領収証の日付以降から請求期限まで

施設等利用費請求書

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

【令和　年　月～令和　年　月分請求用】

認定期間内かつ領収証兼支援提供証明書が添付されている対象月のみ請求できます。

私は、子ども・子育て支援法第３０条の１１第１項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記のとおり請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んでください。
なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。
1．申請者と認定子どもが、岡崎市内に居住していることを岡崎市が確認すること。
2．実際に利用していることを岡崎市が対象施設に確認すること。
3．利用料の支払い状況を岡崎市が対象施設に確認すること。
4．課税状況を岡崎市が確認すること。

施設等利用給付認定通知書に記載のある認定保護者を記入します。領収証の宛名とは異なることがあります。

1．施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ	〇〇　〇〇	認定子どもとの続柄	父	生年月日	(昭)・平　60　年　4　月　1　日
氏　　名	〇〇　〇〇　㊞ ※振込先は請求者名義の口座です			現住所	岡崎市〇〇町〇〇 電話：　12-3456

2．認定子ども(認定子どもごとに申請してください)

法第30条の4の認定種別	☑ 第2号　☐ 第3号	認定番号	123456789
生年月日	(平)・令　27　年　4　月　1　日	フリガナ	〇〇　〇〇
請求対象期間中の住所		氏　　名	〇〇　〇〇
☑ 現住所のとおり ☐ 転入した ☐ 転出した			
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入		令和　　年　　月　　日	

3．償還払いの振込先(※1)

前回振込口座と同じ口座を希望する(※2)	☐ 希望する

金融機関名		預金種目	☑ 普通　☐ 当座							
〇〇　銀行・信用金庫・農協・信用組合	〇〇　支店・出張所	口座番号	1	2	3	4	5	6	7
		口座名義(カタカナ)	〇〇　〇〇							

※1 請求者と口座名義人が異なる場合、下記受領委任欄に記入してください。
※2 振込先が前回と同様の場合も、請求者と口座名義人が異なる場合は下記受領委任欄に記入してください。

受領委任状

この給付の受領を、

住所＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

令和　　年　　月　　日　　請求者＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

3の口座名義と1の認定保護者が異なる場合、受領委任状も記入します。

4．利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業（複数記入可）

①	フリガナ	〇〇〇〇	所在地	〒 123-4567 〇〇市〇〇町〇〇 電話：　23-4567
	施設・事業名	〇〇保育所		
	契約している利用料※3	☑ 月額　45,000　円 ☐ 日額　　円 ☐ 時間額　　円		
②	フリガナ		所在地	〒 電話：
	施設・事業名			
	契約している利用料※3	☐ 月額　　円 ☐ 日額　　円 ☐ 時間額　　円		
③	フリガナ		所在地	〒 電話：
	施設・事業名			
	契約している利用料※3	☐ 月額　　円 ☐ 日額　　円 ☐ 時間額　　円		

税込み金額

※①～③に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載してください。
※3 該当箇所にレを記入し金額を記入してください。利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入してください。
土日祝日の利用や時間帯等により日額や時間額が一律ではない場合、空欄とし、料金表等を添付してください。

<裏面も記入してください>

5．認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳

利用年月日	認可外保育施設に支払った月額利用料（保育料）（a）※4 ※5	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料（b）※4	支払額合計（c=a+b）	月額上限額（d）※6	請求額（cとdを比較して小さい方）
令和 元年 10月	45,000 円	円	45,000 円	37,000 円	37,000 円
令和 元年 11月	45,000 円	円	45,000 円	37,000 円	37,000 円
令和 元年 12月	45,000 円	円	45,000 円	37,000 円	37,000 円
令和 年 月	円	円	円	円	円
令和 年 月	円	円	円	円	
令和 年 月	円	円	円	円	
				請求額計	１１１，０００ 円

第３号認定は42,000円
第２号認定は37,000円

領収証の①の金額
（税込み金額）

請求額計は訂正不可のため、書き損じた場合、請求書すべてを書き直しとなります。

※4 記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類「特定子ども・子育て支援の提供に
書（様式４）」を添付してください。
また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書も

※5 利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期など）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定してください。（10円未満の端数がある場合は切り捨て）

※6 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。
月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次の通りとなります。
・月途中で認定期間が終了する場合、
　または別の市町村へ転出する場合の限度額：37,000(42,000)円× 転出日までの日数÷その月の日数
・月途中で認定期間が開始される場合、
　または別の市町村から転入した場合の限度額：37,000(42,000)円× 転入先での認定日からの日数÷その月の日数